

平成 25 年度 あいち農地・水保全管理委員会議事録(案)

開催日：平成 26 年 3 月 20 日(木)

場 所：三の丸庁舎 B101 会議室

1 開会

あいさつ(略)

2 議事

- (1) 平成 24 年度の実施状況について
- (2) 優良活動表彰について
- (3) 多面的機能支払制度について

【平成 24 年度の実施状況について】(資料 1)

(西村委員)

共同活動支援交付金の中の「基礎活動」と「農村環境保全活動」の支出の内訳が分かれば教えていただきたい。また、共同活動支援交付金と向上活動支援交付金の比重はどの程度か。

(事務局)

まず、共同活動支援交付金と向上活動支援交付金の割合については、共同活動支援交付金は約 7 億 5 千万、向上活動支援交付金は約 3 億 2 千万となっており、共同が向上の 2 倍以上となっている。

「基礎活動」と「農村環境保全活動」の内訳については、支出を区分する必要がないことから活動組織の自由裁量となっており、その支出の内訳までは把握していない。

(西村委員)

農村環境保全活動は全体として 345 テーマが実践されており、平均すると 1 組織当たり 1.1 テーマで要件達成となっているが、組織によっては 1 テーマも実践できなかったり、ある組織は多く実践したりと、アンバランスにはなっていないか。

(事務局)

317 の組織全てが 1 テーマ以上実践している。

(宮下委員)

会計検査の受検体制はどのようになっているのか。活動組織が直接受けているのか。

(事務局)

愛知県においては、今まで活動組織が直接受検したことはない。各地域に設けている地域協議会が国からの交付金を活動組織に交付しているため、地域協議会が会計検査を受けている。

(鈴木委員)

農家が少なくなる一方、非農家の活動への参加割合が年々増加していることは、農村環境に関わる活動を楽しくやりながら、自然環境や水を大切にするとともに自分たちの生活環境も守るということを認識していただいている証拠であると感じる。

もっともこのような活動が拡がり、水や自然環境の大切さを全国民に理解してもらえればと感じる。

(山本委員)

向上活動を行うことによって、本来、水路の補修等を行ってきた市町村や土地改良区とのバランスはどのようになるのか。

(事務局)

従来は、施設の管理者である市町村や土地改良区が水路の補修等を行ってきたが、末端まで張り巡らされた水路等の補修を全て満足に行うことは現実的には難しい。そのように市町村や土地改良区では手の行き届かない部分について、農家等が部分的に補修し延命化を図っていくことへの支援として本交付金が支払われている。

(山本委員)

向上活動は 317 組織のうち 97 組織と、3 分の 1 程度に留まっているが、残りの 3 分の 2 については施設の補修が行き届いており、向上活動支援交付金を必要としていないということか。

(事務局)

必要としていないわけではないが、地域で行う施設の補修に対して本交付金を活用する考え方が、まだまだ根付いていないのが現状である。しかしながら、平成 25 年度は新たに要望が増えて 131 の組織が実施しており、今後もさらに要望が増えていくと思われる。

(鈴木委員)

市町村が主体となって施設の維持管理を行うよりも、地域の活動組織が行うほうが、地域コミュニティの活性化が図られる等、より少ない予算でより多くの効果が得られているという評価が過去にされていたと記憶しているが、それは今も変わらないか。

(事務局)

市町村・土地改良区が主体となって補修を行う場合の負担率の詳細までは説明できないが、農地・水の場合、国と県により 75%の補助を受けることができる。この活動を実施することにより地域で農地や施設を管理し守っていくという意識の醸成や地域コミュニティ活性化のきっかけになればと思っている。

(加治佐委員長)

全体として安い予算でより多くの効果が出ているのか、納税者の目線から

見て納得のいく事業になっているのか、数字を示すなど丁寧かつ的確な説明をお願いしたい。

(西村委員)

施設の補修・更新についてのノウハウが活動組織に指導される体制が整っていれば、より効果的な支援につながると思う。

【優良活動表彰について】(資料2)

(加治佐委員長)

補足説明であるが、従来、愛知県土地改良事業団体連合会長賞は「2組織以内」としていたが、今回は優良活動組織の選考会の時に、どれも甲乙つけがたかったので「2組織程度」と改正し2組織以上の表彰も可能とした。

(宮下委員)

多くの組織が表彰されるのは良い事である。

この表彰式により多くの方々に出席していただけるように、土地改良区の総会等で宣伝をする等して、啓発普及していただきたい。

(山本委員)

ここ3年は安城市での開催だが、参加者が偏ってしまうのではないか。尾張地域と三河地域で交互に開催する等、様々な地域の方々が出席しやすい会場選びに配慮はしているのか。

(事務局)

この表彰会は平成20年度から実施しており本年度で6回目となるが、20～22年度の3年間は尾張地域で開催し、23～25年度の3年間は西三河地域の安城市で開催した。安城市文化センターは、県のほぼ真ん中に位置していることや、交通の便が良く駐車場も充実しているので開催場所として3年間選んできた。尾張で3回、西三河で3回開催したので、次は別の場所で、ということも検討している。より多くの方々が参加できるように、会場を選んでいきたい。

【多面的機能支払制度について】(資料3)

(西村委員)

制度が変わり、現行の農地・水保全管理支払が拡充され、現在実施していない地域にも拡がるのが期待できるが、愛知県として、活動を拡げていくにあたっての展望はあるか。

(事務局)

国は、全国に約420万haある農振農用地のうち、約7割をカバーするぐらいの予算を確保している。愛知県では現在、県内にある約6万1千haの農振農用地のうち、その4割程度の約2万5千haで取り組んでいるが、今後は国の方針と同様に実施地区を拡げていきたいと考えており、予算についても前年比165%の予算を確保している。

(山本委員)

2期対策は平成24年度からの5箇年となっているが、途中から新しい組織も取り組むことはできるのか。

(事務局)

2期対策は24～28年度の5箇年でスタートしたが、農業・農村が持つ多面的機能を支える活動をさらに支援していくということで、今回、制度が拡充された。今まで取り組んできた組織は継続して取り組んでいただき、新たに取り組む組織は26～30年度までの5箇年で協定を結び取り組んでいただくことになる。

(山本委員)

一宮市は市街地に大江川が流れているが、このように市街地を通っている農業用排水路の保全については本交付金で実施可能か。多面的機能という点に着目して市街地の農業用排水路が都市の防災機能を守るという観点から、市街地で農家が全くいない場合で、非農家のみの団体が保全していく活動へも支援があると良い。

(事務局)

本交付金は農業者の参加が必須となるので、市街地で非農家のみの活動については、支援の対象とはならない。

(山本委員)

多面的機能を発揮させるという事業の目的からすると、農と接点のない市街地においても農業を守っていくという意識が必要であると感じる。都市と農村の線引きをせずに、都市住民も農に関わるきっかけとして、大いに本事業を活用していただければと思うので、制度上難しいのであれば国にも要望するなど、積極的な取り組みをお願いしたい。

(西村委員)

例えば、都市と農村が混在した地域においてNPO等と連携を取りながら活動を展開することにより、農村と都市との融合や地域の活性化につながることを期待できるが、そういった可能性についてどのように考えているか。

(事務局)

まずは基礎である農地維持支払を拡げ、さらに重ねて地域住民を取り込んだ資源向上支払の活動へとつながるよう展開していきたいと考えている。

(加治佐委員長)

農家に対して、施設の簡便な補修に関する研修を実施している地域もあると聞いているが、愛知県においてもそのような研修は実施しているか。

(事務局)

愛知県においても、東海農政局が実施する研修や愛知県土地改良事業団体連合会による現地研修等を活用してもらっている。

(加治佐委員長)

業者への丸投げにならないように、ぜひ地元住民による活動が定着するよ
うな支援体制をお願いしたい。

(西村委員)

制度が変わるに当たって、事務量が増えないようにしていただきたい。で
きるだけ、事務の簡素化をお願いしたい。

(事務局)

事務の簡素化については国に対して要望を上げており、現在、検討されて
いる。

(鈴木委員)

「多面的機能支払」というフレーズは、一般人には分かりにくい。看板に
楽しい名称を付けたり、キャラクターを作るなどして、みんなに覚えてもら
えるような楽しい事業にしていただけたらと思う。

3 閉会

あいさつ(略)